

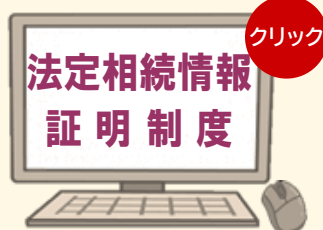


登記手続案内について

※「登記相談」から「登記手続案内」に変わりました。

登記の申請書と法定相続情報証明制度の様式・作成方法については、「法務局ホームページ」でご案内しています。

申請書や添付書類等の様式は、ホームページからダウンロードできます。



クリックすると法務局ホームページに移動します。

ホームページの申請書等の様式・作成方法をご覧になったうえで、ご不明な点がございましたら、**ウェブ、電話、または窓口**で「登記手続案内」の予約をお申込みください。登記手続案内は**完全予約制**です。**予約のない場合は、お受けできません。**



登記手続案内
電話での予約はこちら

	静岡地方法務局庁名	電話番号 (音声ガイダンス2番)
不動産の登記	本局(不動産登記部門)	054-254-3555
	清水出張所	054-351-4481
	藤枝支局	054-641-1158
	沼津支局	055-923-1201
	富士支局	0545-53-1200
	熱海出張所	0557-81-2586
	下田支局	0558-22-0534
	浜松支局	053-454-1396
	磐田出張所	0538-32-2618
	袋井支局	0538-42-3545
商業法人の登記	掛川支局	0537-22-5538
	本局(法人登記部門)	054-254-3555
	浜松支局	053-454-1396
	沼津支局	055-923-1201



登記手続案内
ウェブでの予約はこちら

※令和5年10月現在、ウェブ予約対応庁は、**本局・沼津支局・浜松支局のみ**となっています。



クリックすると法務局手続案内予約サービスに移動します。



登記の管轄区域の
確認はこちら

クリック



管内法務局
一覧はこちら

クリック

ご自身で申請書等の作成が難しい、時間がない、という方は、こちらにご相談ください。

静岡県
司法書士会

静岡県司法書士会

検索

TEL 054-289-3704

(無料電話相談 月～金 14:00～17:00)

TEL 054-289-3700

(無料面談予約 月～金 9:00～17:00)

静岡県
土地家屋
調査士会

TEL 054-282-0600

静岡県土地家屋調査士会

検索

登記手続案内をご利用のみなさまへお知らせ

案内・内容 について

- ・申請書等の書き方、必要な書類等について一般的な説明のみ行います。
- ・申請書や添付書類は、ご自身で作成をお願いします。

予 約 について

- ・登記手続案内は**完全予約制**です。
- 事前にウェブ、電話、または窓口でお申込みください。
(※令和5年10月現在、ウェブ予約対応庁は、本局・沼津支局・浜松支局のみとなっています。)

電話による案内、窓口での案内の予約方法

お近くの法務局に電話
または窓口でお申し込み
ください。



登記手続案内
の予約をお願い
します。



ご予約の際は、お名前、
連絡先(電話番号)、
登記の手続内容をお
知らせください。

〇月〇日〇曜日、
〇時からのご予約
を承りました。



窓口での案内の場
合は、予約時間の5
分程前にお越しき
ださい。
電話による案内の
場合は、予約時間
に担当者からお電
話します。

ウェブによる案内の予約方法

法務局手続案内
予約サービスから
お申し込みください。



※令和5年10月現在、ウェブ予約対応庁は、
本局・沼津支局・浜松支局のみとなっております。

ウェブ会議サービス
に接続し、手続案内
を行います。

ご案内
します。



対 象 者 について

- ・登記手続案内は、登記の申請に関する申請予定者本人や法定相続情報一覧図の申出予定者本人を対象としています。

案内時間 について

- ・登記手続案内は**20分以内**とさせていただきます。
(継続して登記手続案内の必要が生じた場合は、次回の予約をお取りください。)

ご注意

- ・登記手続案内では、申請書及び添付書面の**事前確認(事前審査)はできません**。内容の審査は、申請の受付後、登記官が行います。
- ・司法書士や土地家屋調査士などの資格を持っていない方が他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり代理人として登記申請をする行為は、法律に違反する場合がありますのでご注意ください。